



885号

2020年6月9日
郵政産業労働者ユニオン
呉支部発行

←中国地本HPへ
PC・スマホ等から
この情報が閲覧可！

メールはこちら→



コロナ禍渦中も調査

持続化給付金制度

日本郵便とかんぽ生命はコロナ禍の救済措置である持続化給付金を社員が申請していないかを調査している。

給付金はコロナ禍の影響で収入が減少した個人事業主も対象にしており、営業所得のある社員の一部は制度を利用できると判断したのだろう。

確かに営業手当収入がある社員は事業主と見な

される側面がある。

会社は社員が不正な申請をしていけば、取り下げや給付金の返還を勧告するとしている。

不適正募集で営業自粛をしている最中での収入の減少であり、コロナ禍の影響ではないというのが会社の「不正」という言葉から汲み取れる。

しかし、在宅勤務や待機扱いとなった社員はコロナの影響である事は否定できない。
会社は自粛とコロナ禍

の判断について社員に説明するべきだ。

例えば、保険販売員資格を取り消された社員は、営業ができない為、収入が激減してもコロナの影響とは言えず、不正な申請とみなすなど、相談窓口を設けて対応することもできる。

また、不正な申請と判断するならば、コロナ影響ではないと具体的な根拠を示さなければならぬ。

金融庁等が行った会社に対する行政処分の期間が終了しており、現在は会社が自粛している状況である。

また、悪質な不適正募集を行っていたのは一部の社員であることは報告書からも明らかである。

不適正募集などせずに仕事をしている多くの社員にとっては、コロナ禍による収入の減少で、救済措置が使えらるなら使いたい事を会社は認識するべきだ。

処分は今後も続く予感

郵便認証司が許可を得ずに兼業したとして総務省から2, 615名が処分された。

不適正営業では、3月末で課長2名を懲戒免職という最も重い処分を出し

た。

それに続き、4月末に75名の保険販売員の資格取り消しをしている。

しかも、不適正営業と判断された社員の多くはこれから処分が決まる為、増加は避けられない。

この処分判断は会社が行う為、社員の立場は非常に弱い。

異議申し立てができない救済制度もあるが、救済される可能性は低いだろう。

そして前述の持続化給付金も不正に受給したと会社が判断すれば、処分が出される可能性も否定できない。

社員が処分されたと報道される度に、世間は厳しくなり、信頼回復の道のは険しくなっていく。

熱中症にはこれまで以上に注意が必要

屋外での配達中は、マスクを外す事を会社は認めています。

対面配達時や集荷先で屋内に入る時はマスクをつけましょう。

マスクをしていると、喉の渇きを感じにくくなる為、こまめに水分補給する必要があります。

今後の予定

- 6月9日(火) 17:00~
第9回呉支部執行委員会
支部事務所
- 6月14日(日) 9:00~
第9回地本執行委員会
- 6月19日(金) 10:10~
広島地方裁判所
第1回公判

次号は 6月23日 予定